

最高裁秘書第759号

平成31年2月18日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

補充理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された補充理由説明書の写しを送付します。

記

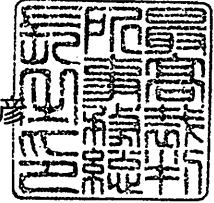
諮問番号 平成30年度（最情）諮問第48号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

平成31年2月13日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



補充理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諮問番号

平成30年度（最情）諮問第48号

2 理由

(1) 苦情申出人は、平成25年度（第67期）司法修習生考試受験票が開示され、その後、同受験票がインターネットで公表されているのに、特に弊害が生じていないとして、本件対象文書は不開示情報に相当しないと主張する。

(2) 苦情申出人の指摘する平成25年度（第67期）司法修習生考試受験票は、当該司法修習生考試から約3年半を経過する頃に開示されたものであり、受験票書式としてもすでに使用されていない。一方、本件対象文書とした平成28年度（第70期）司法修習生考試受験票書式は、開示請求日時点において、直近の司法修習生考試で使用されたものであり、これを明らかにすると、偽造等が容易となり、試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

なお、現時点又は直近で使用された受験票書式とは異なる過去の受験票書式であっても、これを明らかにすると、前者を容易に推測可能で偽造等が容易となる場合は、試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、平成28年度（第70期）司法修習生考試受験票書式は、全体とし

て行政機関情報公開法第5条第6号柱書及び同号イに定める不開示情報にあたることから、これを不開示とした原判断は相当である。